



西原町

令和6年度新たな低所得世帯 に対する給付金のご案内

- 新たな低所得世帯に対する給付金は、令和6年度に新たに住民税所得割が非課税になった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり**10**万円
- ・ 平成18年4月2日生まれ以降の児童一人あたり**5**万円加算

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（下記のいずれにもあてはまる世帯）

- ①世帯全員が令和6年度「**住民税所得割が非課税**」の世帯
- ②令和5年度「**住民税非課税世帯に対する7万円又は住民税均等割のみ課税世帯への10万円**」の支給対象世帯ではなかった世帯

※令和6年6月3日時点で西原町に住民登録のある世帯が対象

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

令和6年1月2日以降に転入した方がいない世帯で、西原町が口座情報を把握し、扶養状況も確認できる世帯

令和6年1月2日以降に転入した方がいない世帯で、西原町が口座情報を把握していない又は扶養状況が確認できない世帯

令和6年1月2日以降に転入した方及び未申告の方がいる世帯
令和6年6月4日以降に出生した児童がいる世帯及び別居している児童を扶養している世帯

西原町から「支給通知書」が届きます。

※手続きは必要ありません。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

西原町から「支給要件確認書」が届きます。

※届いたら、お早めに返送（申請）してください。

申請期限：

令和6年10月31日（木）

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

申請が必要です

西原町から「申請書」が届きます。

※届いたら、お早めに返送（申請）してください。

※別居している児童を扶養している場合は、連絡をお願いします。

申請期限：令和6年10月31日（木）

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年6月3日時点の世帯状況で、令和6年1月2日以降に転入した方がいない世帯で、西原町が口座情報を把握し、扶養状況も確認できる世帯

- **申請は不要です。**支給通知書に記載のある振込口座と振込日のご確認をお願いします。（口座の変更及び辞退をする場合は、通知書に記載されている期限までにご連絡をおねがいします）

II 令和6年6月3日時点の世帯状況で、令和6年1月2日以降に転入した方がいない世帯で、西原町が口座情報を把握していない又は扶養状況が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- **確認書の表面の記入し、本人確認書類の添付**をお願いします。口座の記載が無い方や口座の変更を希望する方は、**確認書表面と裏面を記入し、本人確認書類及び口座情報の分かる書類の添付**をお願いします。
- 中身を確認して、西原町に**返信してください。**

III 令和6年1月2日以降に転入した方及び未申告の方がいる世帯
令和6年6月4日以降に出生した児童がいる世帯及び別居している児童を扶養している世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ※未申告の方がいる世帯は、申告によって住民税所得割が課税世帯となった場合は対象外となります。
- 『申請書』に必要事項を記入して、添付書類と一緒に西原町の窓口に、**直接または郵送でご提出ください。**
 - 別居している児童を扶養している場合、下記までお問い合わせください。

申請書等を受理し決定後、3～4週間程度で口座へ振込みます。

※ただし、書類不備があった場合など、追加提出や確認に時間を要する場合、支給時期が遅くなる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

西原町価格高騰対応重点支援給付事業プロジェクトチーム



098-970-8433

受付時間 平日 9:00～11:30・13:30～16:30